

令和 5 年度

さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会 委員名簿

(要綱掲載順・敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員	臼 杵 信 裕	元さいたま市教育委員会 教育長
委 員	上 野 茂 昭	埼玉大学 教育学部 准教授
委 員	森 田 真 紀 子	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 児童課長
委 員	駒 木 根 敦 子	特定非営利活動法人 さいたま市学童保育の会 事務局次長
委 員	清 水 ヨ シ 子	さいたま市 民生委員児童委員協議会 理事
委 員	高 橋 麗 子	さいたま市 民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副部会長
委 員	野 津 美 智 代	さいたま市立小学校校長会 (さいたま市立大宮南小学校長)
委 員	出 口 裕 貴	さいたま市 P T A協議会 理事
委 員	橋 本 正 晴	青少年育成さいたま市民会議 理事
委 員	溝 口 誠	チャレンジスクール運営会議 会長

さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市において、放課後対策事業の総合的な在り方を検討し、効率的かつ円滑な実施を推し進めるため、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項について検討する。

- (1)放課後子ども総合プランの推進
- (2)放課後対策事業の実施方針
- (3)安全管理方策
- (4)広報活動方策
- (5)指導者研修の企画
- (6)事業実施後の検証・評価
- (7)その他、放課後子ども総合プラン推進事業の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会の委員は15人以内とし、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて推進委員会に諮り、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て未来部幼児・放課後児童課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 （第3条関係）

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
特定非営利活動法人さいたま市学童保育の会
さいたま市民生委員児童委員協議会
さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会
さいたま市立小学校校長会
さいたま市PTA協議会
青少年育成さいたま市民会議
さいたまチャレンジスクール運営会議

さいたま市放課後子ども居場所事業 モデル事業の実施について

子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

さいたま市放課後子ども居場所事業の モデル事業の実施について

- 1 さいたま市放課後子ども居場所事業について
- 2 さいたま市放課後子ども居場所事業のモデル校
- 3 モデル事業の概要
- 4 1日のスケジュールイメージ
- 5 モデル事業の今後のスケジュール
- 6 放課後子ども居場所事業モデル事業の課題と方針

1 さいたま市放課後子ども居場所事業について

背景・課題

●待機児童の解消

増加する利用ニーズに対して民設放課後児童クラブの整備が追いつかず、R5.5.1時点の**待機児童数は329人**となっており、早期の解消が必要。

●保護者負担の軽減

民設放課後児童クラブを運営する事業者のうち、**半数以上が保護者会による運営**であり、整備に伴う物件探しやクラブ運営に係る保護者負担の軽減が必要。

●多様なニーズへの対応

夏休みのみの利用など多様なニーズへの対応が必要。



さいたま市放課後子ども居場所事業

事業の目的

●安全・安心な放課後の居場所の提供

児童や保護者にとって**最も身近な小学校を利用**し、多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供する。

●児童の健全な育成と保護者の就労と子育ての支援

家庭に代わる生活の場を確保し、**児童の健全な育成**を図り、保護者の**就労と子育ての両立**を支援する。

モデル校

栄小学校（西区）、**鈴谷小学校**（中央区）、**岸町小学校**（浦和区）、**新和小学校**（岩槻区）
の**4校**で実施

2 さいたま市放課後子ども居場所事業のモデル校

モデル事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

※令和7年度以降は、モデル事業の実施状況を踏まえ検討

モデル校

モデル校の選定にあたっては、学校施設内に既存の放課後児童クラブ室がある学校、待機児童が生じている学区、地域バランス等を勘案し選定。

小学校	児童数	想定登録児童数	想定利用児童数	公設クラブ入室児童数
栄小学校	597人	203人	96人	50人
鈴谷小学校	559人	196人	93人	50人
岸町小学校	745人	261人	123人	30人
新和小学校	198人	70人	33人	28人

モデル事業運営事業者

公募型プロポーザル方式により小学校ごとに事業者を選定

栄小学校	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
鈴谷小学校	特定非営利活動法人厚生福祉協会
岸町小学校	株式会社理究キッズ
新和小学校	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

3 - ①モデル事業の概要 (1 / 2)

- 放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の事業スキームを組み合わせることにより実施

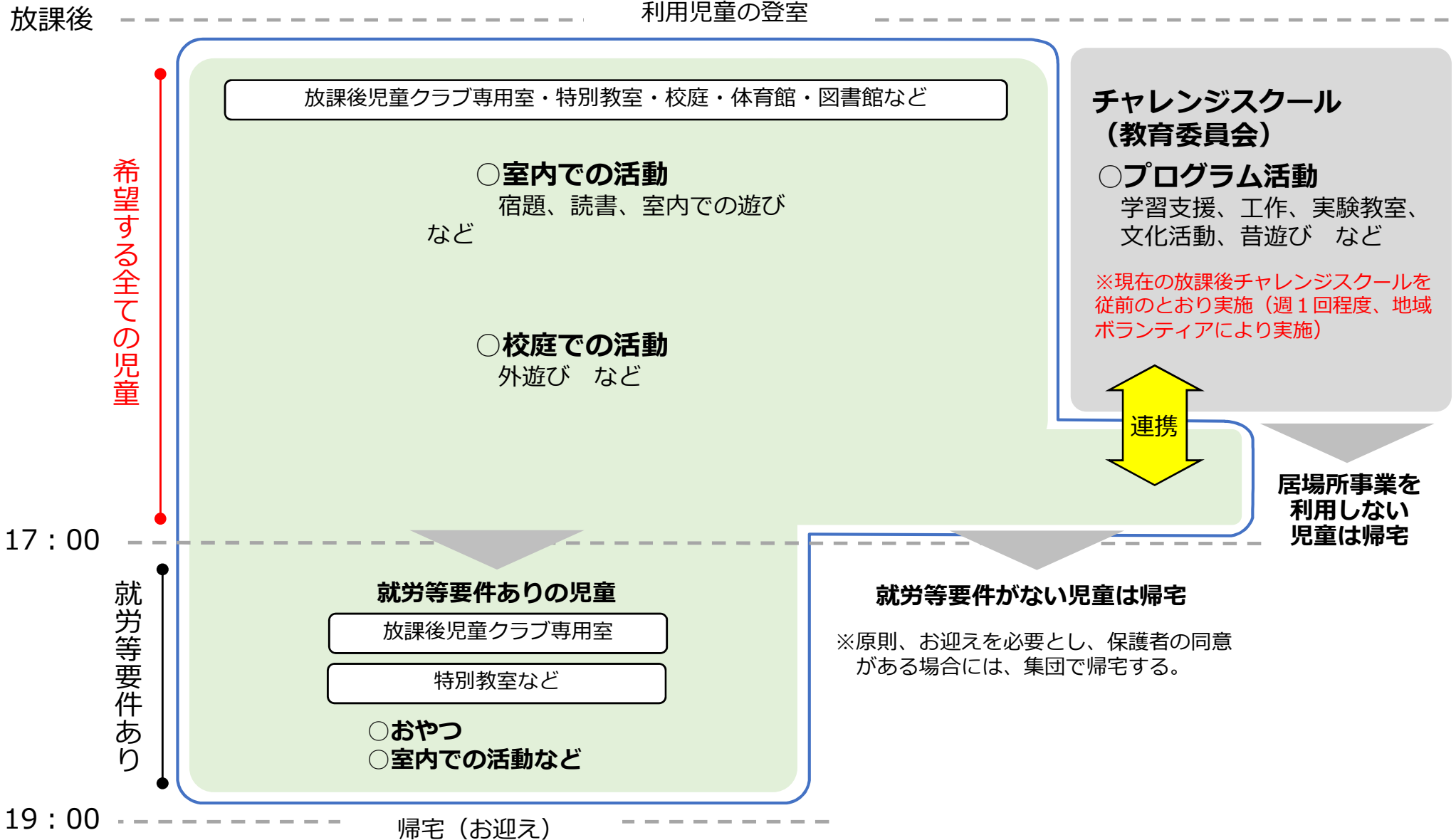
	【現状】放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	【新規】さいたま市放課後子ども居場所事業 (放課後児童健全育成事業 + 放課後子ども教室)	(参考) チャレンジスクール (放課後子ども教室)
目的	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	希望するすべての児童を対象に小学校の施設を活用して多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安心・安全な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を図る。	地域と学校が連携・協働して児童の自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施
対象児童	小学校に通う1年生～6年生のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施校に就学する1年生～6年生のすべての児童等 (利用区分1) ・保護者が就労等により午後5時以降家庭にいない児童 (利用区分2) 	全児童 (市立全小学校)
実施時間	平日 放課後～19時 土曜・夏休み等 8時～19時	平日 放課後～19時まで 土曜・夏休み等 8時～19時まで ※利用区分1は17時までの利用	地域ボランティアによる 放課後チャレンジスクールを従前のおり実施 (週1回程度)
活動内容	放課後児童支援員のもと、宿題、室内での遊び、校庭や体育館などでの運動	放課後児童支援員のもと、宿題、室内での遊び、校庭や体育館などでの運動	スポーツ、ボール遊び、レクリエーション、体験活動、工作、宿題等
活動場所	放課後児童クラブ専用室、校庭等	放課後児童クラブ専用室と特別教室等の兼用室、校庭、体育館等	体育館、校庭、特別教室等
保護者負担【月額】	公設：8,000円 + おやつ代2,000円 民設：12,000円 (平均) + おやつ代 ※公設は減免制度、民設は補助金制度あり	利用時間帯に応じて設定 利用区分1：4,000円 利用区分2：8,000円 + おやつ代2,000円 ※減免制度あり	チャレンジスクールのみ利用は無料 ※材料費等の実費負担あり
定員	児童1人あたり1.65㎡を確保するように専用面積から定員を設定	定員なし ※児童1人あたり1.65㎡を確保するよう学校施設を活用	各チャレンジスクールで設定
待機児童への対応	児童の利用時間帯に関わらず利用調整の対象となり、放課後児童クラブを整備する必要がある。	全ての児童を受け入れるため、原則として待機児童は発生しない	—

※現時点における整理であり、モデル事業の結果等を踏まえながら、今後検討を進めていく。

3 - ②モデル事業の概要 (2 / 2)

- 希望する全ての児童を対象に、放課後児童クラブ専用室や小学校の教室等を活用して、放課後の居場所を提供する。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業「さいたま市放課後子ども居場所事業」



4 1日のスケジュールイメージ

放課後子ども居場所事業の1日の活動スケジュール（案）

学校がある平日の例		学校休業日（夏休み）の例			
14:30	下校→登所 出欠確認 荷物整理	8:00	■登所 出欠確認 荷物整理	14:00	■室内遊び ■イベント
14:45	■宿題タイム （学習、読書等）	9:00	■学習タイム （学習、読書等）	15:30	■外遊び ■室内遊び
15:00	■外遊び ■室内遊び	10:00	■外遊び ■室内遊び		
	■帰宅準備 →順次お迎え				■帰宅準備 →順次お迎え
17:00	■おやつ	12:00	■昼食	17:00	■おやつ
17:45	■じっくりタイム ・室内遊び ・学習、読書	13:00	■片づけ、休憩 ・DVD鑑賞 ・読書	17:45	■じっくりタイム ・室内遊び ・学習、読書
18:30	・片づけ、掃除			18:30	・片づけ、掃除
	■帰宅準備 →順次お迎え				■帰宅準備 →順次お迎え
19:00	■退所完了			19:00	■退所完了

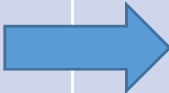
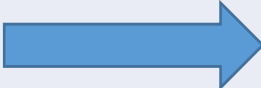


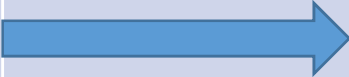
【児童の動き】

- ・授業終了後、専用室へ
- ・専用室で出席確認
- ・ランドセルをロッカーにし
まい、宿題タイム
- ・専用室または特別教室等の
兼用室で自由遊びや工作な
どの活動
- ・校庭での外遊び
- ・区分1の児童は17時まで
保護者のお迎えで帰宅
- ・区分2の児童は専用室へ
おやつタイム
- ・19時まで自由に過ごす
保護者のお迎えで帰宅

※チャレンジスクール参加児
童は、チャレンジスクール参
加後に居場所事業へ移動

5 モデル事業の今後のスケジュール

モデル事業のスケジュール（案）

項目	1月	2月	3月	4月
利用申込案内				
利用申込受付				
4月利用者決定				
保護者説明会				
事業開始				

- ・ 1月下旬～ 利用申込案内の配布・周知
- ・ 2月 新入学児童説明会の実施・利用申込受付開始
- ・ 2月末 4月利用者決定
- ・ 3月 利用者向け保護者説明会の実施
- ・ 4月 事業開始

※詳細は現在、学校、運営事業者と調整中。実施校によっては、時期が前後する場合があります。

6 放課後子ども居場所事業モデル事業の課題と方針

課 題

- 令和6年度モデル事業の効果や課題の検証
- 令和7年度以降の方針の検討
- 民設放課後児童クラブへの支援
- 余裕教室の確保が困難な学校での専用室の確保

方 針

(仮称) さいたま市放課後子ども居場所事業の基本方針 (素案) を作成



想定される課題への対策と放課後子ども居場所事業の導入など